

青色回転灯取付車両に対する助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青色回転灯付防犯パトロール車（以下「青パト」という。）による活動が安全・安心なまちづくりを構築するための施策として極めて有効であるものの、青色回転灯の取付など車両所有者による経済的負担が大きいことから、その負担を軽減するために助成を行うものである。

(助成金の交付対象者)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、滋賀県内に住所を有し、かつ、令和2年6月1日以降に青色回転灯を購入・装着した車両の自動車検査証等に記載された使用者（以下「申請者」という。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 新規に自己所有の車両を青パトとして運用する者
- (2) 現に青パトを運用中の者で、老朽化等により青色回転灯を更新しようとする者

(助成の範囲及び助成金の額)

第3条 この要綱による助成の範囲は、申請者が要した青色回転灯購入費とし、車両1台につき1万円を上限とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 助成額の合計が当該年度の助成枠を超えたときは、次年度に優先して交付することができる。

(交付申請)

第4条 申請者は、「青色回転灯取付助成金交付申請書」（別記様式）に次に掲げる書類を添えて公益社団法人滋賀県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 領収書（青色回転灯の購入日、数量、価格及び申請者の氏名並びに販売店名が記載されているもの）の写し
- (2) 装着した青色回転灯について、その装着状況を撮影した写真（車両外部からナンバープレートと青色回転灯を撮影したもの1枚）
- (3) 自動車検査証等（自動車検査証、軽自動車届出済証など）の写し
- (4) その他当協会が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第5条 県防犯協会は、交付申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付が適切であると認めたときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むこととする。

(助成金の返還)

第6条 県防犯協会は、申請者が虚偽の申告又は不正な方法により助成金の交付を受けたときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（公社）滋賀県防犯協会長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

青色回転灯取付助成金交付申請書

青色回転灯取付車両に対する助成要綱第4条に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請車両	登録番号			
	メーカー・車名			
購入機器	購入店名			
	購入年月日	令和	年	月 日
	メーカー名			
	型番			
	機器購入金額			
振込先	金融機関名		支店名	
	振込口座	普通・当座・その他（ ）		口座番号
	フリガナ 口座名義人			

- 注：1 申請の際は、領収書の写し、自動車検査証等（自動車検査証、軽自動車届出済証）の写し、対象物品取付状況の写真等の疎明資料を添付してください。
- 2 詳細については、申請書を提出するまでに当協会に問い合わせてください。